（評価及び説明を要しない旨の意思の表明）

第二十一条の四　法第二十七条第二項の意思の表明（以下この条において単に「意思の表明」という。）は、小規模建築物の建築に係る設計を行う建築士（第四号において単に「建築士」という。）に次に掲げる事項を記載した書面を提出することによって行うものとする。

一　意思の表明をした建築主の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名

二　法第二十七条第一項の規定による評価及び説明を要しない小規模建築物の所在地

三　建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

第五節　特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る措置

第二十二条　法第三十条第五項において準用する法第十七条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第三十二によるものとする。

第六節　特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅に係る措置

第二十二条の二　法第三十三条第五項において準用する法第十七条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第三十二の二によるものとする。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請）

第二十三条　法第三十四条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請をしようとする者は、別記様式第三十三による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表の（い）項及び（ろ）項に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書（法第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合の正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。ただし、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の（ろ）項に掲げる図書に代えて同表の（は）項に掲げる図書を提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
（い）　設計内容説明書	建築物のエネルギー消費性能が法第三十五条第一項第一号に掲げる基準に適合するものであることの説明
（ろ）	（略）
（は）	（略）

２・３　（略）

（建築物エネルギー消費性能向上計画の記載事項）

第二十四条　法第三十四条第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期とする。

（新設）

第四節　特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る措置

第二十二条　法第二十八条第五項において準用する法第十七条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第三十二によるものとする。

第五節　特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅に係る措置

第二十二条の二　法第二十八条の四第五項において準用する法第十七条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第三十二の二によるものとする。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請）

第二十三条　法第二十九条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請をしようとする者は、別記様式第三十三による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表の（い）項及び（ろ）項に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書（法第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合の正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。ただし、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の（ろ）項に掲げる図書に代えて同表の（は）項に掲げる図書を提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
（い）　設計内容説明書	建築物のエネルギー消費性能が法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合するものであることの説明
（ろ）	（略）
（は）	（略）

２・３　（略）

（建築物エネルギー消費性能向上計画の記載事項）

第二十四条　法第二十九条第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期とする。